

パチンコ景品交換協進協会は 偽装委託契約をやめ休業手当を支払え！ 労働基準監督署へ申告、職安、年金事務所へ申し出

1日14時間労働、月180時間残業手当不払い

岡山市にあるパチンコ景品交換(有)協進商
会は、交換業務の労働者を「委託契約」とし
て扱っています。

朝9時から夜11時ま
で交代要員もなく1
人で1日14時間もの
景品交換業務をし、
月4-5日の休日で
25万円の「賃金」
でした。

あるパチンコ店
が閉店になり、そ
こで仕事をしていた労働者が今度は1日6時
間、時給800円、月15日程度勤務への「雇用
契約」への変更を迫られました。これを拒否
したために、この間仕事に就けませんでした。
これに納得できず地域労組に加入して交
渉をしました。



基準法違反の「委託契約」の是正指導を無視

この交換業務が勤務時間の指定、時間に応じ
た「賃金」支払いなどから「雇用契約」である
と労働基準監督署から数年前に指導されていま
した。会社は「随時」雇用契約に「移行する」
との文書を2年前に労働者に出していますが、
「是正」指導を無視し、「委託契約」から「雇
用契約」に移行した労働者はいませんでした。

組合は、雇用契約であるので残業手当の支払
いと休業補償を要求して、残業代2年分と休業
補償の一部を支払わせました。

監督署へ申告、職安、年金事務所への申立

会社は団体交渉は決裂した、裁判での争いな
どと主張しました。

組合と本人は、労働基準監督署に休業補償の
支払い、「委託契約」是正などを申出、職安へ
雇用保険加入、年金事務所へ社会保険の遡及加
入を申し出ました。各機関は、違法について調
査するとしています。

シンユウ物流の未払い残業手当支払請求訴訟 貨物運送の「歩合給」に残業代は含まれない

月200時間もの残業、家に帰るのは週1日

総社市にある(有)シンユウ物流の運転手が病
気休業後に就労した際、医師から残業の制限等
を指示されて、会社に申し出ましたが会社はこ
れを認めず、退職を求めました。

無理が出来ないと退職を受け入れましたが、
それまでの残業代未払いについて、地域労組に
入り支払いを求めました。

この労働者は岡山を月曜日に出発して関西、
関東方面の荷主と搬送先を転々とし車中泊をし
ながら走り、土曜日に家に帰っていました。1
日の休憩時間が2-3時間のことも度々あり月

平均の残業時間は約200時間になりました。

会社は「職務給(＝
歩合給)」に残業代を
含むと就業規則にある
ので払わないと拒否。
監督署に申告すると、
最低賃金違反部分の支
払いを勧告し、後は
「裁判で」と指導し、
裁判となりました。労
働審判でも解決せずに地裁での争いとなってい
ます。ご支援をよろしくお願ひします。

